

名古屋都市計画事業 北名古屋沖村西部地区画整理事業

事業計画概要

(第2回変更)

令和5年10月

北名古屋市

第1 土地区画整理事業の名称等

1 土地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業 北名古屋沖村西部土地区画整理事業

2 施行者の名称

北名古屋市

第2 施行地区

1 施行地区の位置

本地区は、市の南西部に位置する面積約 33.1ha の地区であり、名古屋市中心部から 10km 圏内に位置するとともに、市西部に位置する都市計画道路 1・3・11 名岐道路（名古屋高速 16 号一宮線）や都市計画道路 3・1・253 国道 22 号線をはじめとした、高規格道路や主要国道等の道路ネットワークに恵まれている。さらに県営名古屋空港及び名古屋鉄道犬山線の西春駅にも近いことから、広域的な交通利便性が高い地区である。

本地区内の名称は次のとおりである。

北名古屋市 沖村

西ノ川、白弓、佐渡、舟附、六反、八反、五反の各一部

第3 設計の概要

1 土地区画整理事業の目的

北名古屋市都市計画マスタープランにおいて、市の将来像に向けた都市づくりの目標の一つに「創造的で活力のある自立した都市をつくる」を掲げ、「産業の育成・誘致を進め、安定的な財源を確保するとともに、市民の雇用場を確保し、活力のあるまち」を目指すこととしている。地域別構想では、新たな都市の活力を創造するため、工業系土地利用のポテンシャルの高い沖村六反周辺地区（本地区）における整備の方向性として「土地利用のポテンシャルの高さを活かした、市の活力の維持・向上に寄与する産業集積を図るため、道路など必要な都市基盤の整備を行う」としている。

そこで、都市計画マスタープランの目標を達成するために、土地区画整理事業による適切な公共施設の整備・改善を行い、工業系の市街地を形成することを目的とする。

2 設計の方針

道路計画については、地区に発生・集中する交通を円滑に処理するとともに、住宅地と工業地が分離した市街地の形成を図るため、道路の段階構成、配置を明確にする。都市計画道路 3・4・271 春日井稲沢線を幹線道路とし、県道春日小牧線を補助幹線道路、地区内の幅員 14m 道路を主要区画道路として位置付ける。区画道路は、工業地においては幅員 12m～8m、住宅地においては幅員 6m を基本とし、通過交通の流入を極力排除し、併せて各戸に機能的にサービスできるよう計画配置する。

公園緑地計画については、土地利用計画、誘致距離、面積規模等を考慮し、街区公園 2 箇所を適所に計画配置して地域の憩いの場を提供する。

雨水排水計画については、道路内に埋設した暗渠等により集水し、一級河川水場川に流下させ、新川流域総合治水対策整備計画を踏まえた雨水調整池を設置し、市街化による流出量の増加に対処するものとする。なお、本地区における排水計画は、一級河川水場川の河川改修事業が管理者（愛知県）により進められていることから、河川改修計画と整合を図る。

3 整理施行前後の地積

(イ) 土地の種目別施行前後対照表

種 目			施 行 前			施 行 後		摘 要
			地 積 m ²	%	筆数	地 積 m ²	%	
公 共 用 地	地 方 公 共 団 体 所 有 地	道 路	47,421.10	14.31		56,166.85	16.94	
		河 川	—	—		3,704.82	1.12	
		水 路	22,476.47	6.78		1,019.95	0.31	
		公 園	—	—		10,001.68	3.02	
		緑 地	21,841.00	6.59		24,516.64	7.40	調整池含む
公 共 用 地 計			91,738.57	27.68		95,409.94	28.79	
宅 地	田	156,452.00	47.20	442	183,965.00	55.51		
	畑	28,191.00	8.51	93				
	宅 地	26,306.90	7.94	43				
	用悪水路	157.00	0.05	2				
	公衆用道路	325.00	0.10	1				
	雑種地	26,972.00	8.14	80				
宅 地 計			238,403.90	71.94	661	183,965.00	55.51	
保 留 地			—	—	—	52,025.06	15.70	
測 量 増			1,257.53	0.38	—	—	—	
総 計			331,400.00	100.00		331,400.00	100.00	

(ロ) 減歩率

公共減歩率：1.39%、合算減歩率：23.13%

4 保留地の予定地積：52,025.06 m²

第4 事業施行期間

自 平成 29 年 10 月 3 日（事業計画の決定の公告日）
 平成 30 年 4 月 20 日（事業計画変更・第 1 回の公告日）
 令和 5 年 10 月 16 日（事業計画変更・第 2 回の公告日）
 至 令和 10 年 3 月 31 日